

建築基準法を忖度 …… 堺 ・ I 邸茶室



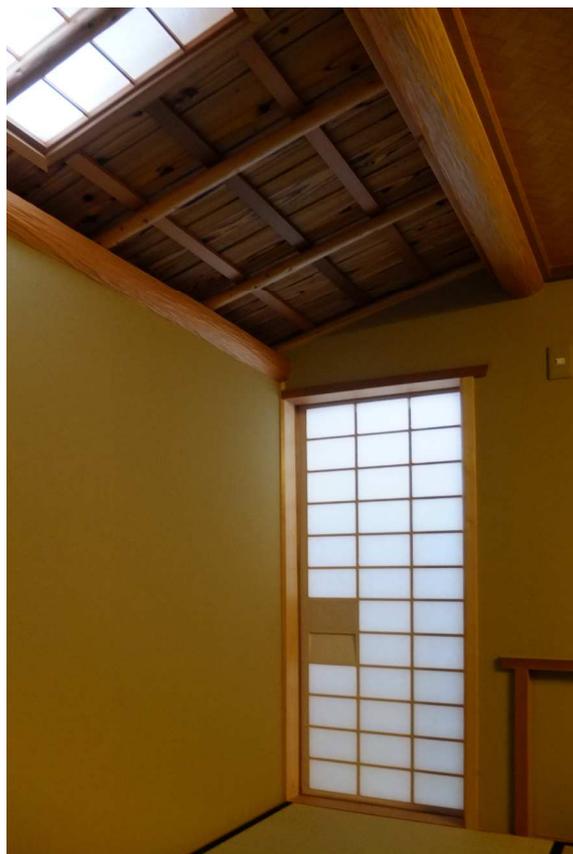
左:母屋と納屋の間に割り込んで建てた茶室。元設計から屋根が上がっている。堺・南宗寺に依頼予定の扁額は未完成のため取付いていない。



上: 躰り口より見る。貴人客畳に敷かれた毛氈紺

I 邸茶室のある堺市は平成30年10月に茶の湯の文化を目指して「堺茶の湯まちづくり条例」が施行された。1年以上前から設計はスタートし、タイムリーな竣工を迎えることが出来た。

下: 茶道口奥は光天井の渡り廊下。外光を取り入れるため障子を採用。



裏千家茶道をご指南される施主が“又隠(ゆういん)”を模した四畳半の茶室を自宅庭に建てる構想を地元の工務店に相談したが防火指定のため幾つも断られた事から回りまわって当社に白羽の矢が……。

設計は、厄介な難題が好きな？スタッフが担当(右写真)。当初、又隠の寸法をそのまま写す(施主)という事で実寸を調べに調べたが、海外の生徒の話が出ていつの間にか天井が高くなってしまい設計者にとっては少し残念な事になったが、現在の建築基準法の中で伝統的な茶室らしく“木”を現すことが可能な工法を知るうえで貴重な経験になった。庭は未整備で今後四方仏蹲踞、織部灯籠、枝折戸、腰掛待合、コケ等を予定している。竣工写真撮影の依頼にご亭主(施主)より“一服差し上げたい”とのご返事を頂いた。

下: ご亭主のお点前で“濃茶・薄茶”を頂く設計者。

